

一般用医薬品の販売方法及び安全性等の確保の体制構築等に関する意見書

今般、政府から発表された新たな「成長戦略」において、「一般用医薬品を対象とするインターネット販売を認める」ことが示された。

医薬品は、その効能効果とともに、副作用被害の危険性を併せ持つものであり、これを安全に国民に提供するためには、販売に当たり専門家が関与し、医薬品に関する適切な情報提供が行なわれる必要がある。

また、長い歴史を有する配置販売業は、全国各地の家庭を定期的に訪問し、薬の適正使用に関する情報を対面により提供するなど、国民の保健衛生の向上に、とりわけ山間へき地などにおいて大きく寄与してきたところであり、今後とも引き続きその役割を果たしていくことが重要である。

よって、国会及び政府におかれては、国民の健康で安全な生活を守るため、国民が安心して医薬品を購入し使用できる体制の整備がなされるよう、下記について強く要望する。

記

- 1 医薬品は、効能効果と副作用を併せ持つため、専門家により必要な情報が適切に提供され、購入者に十分理解された上で、適正に使用されることが重要である。このため、一般用医薬品のインターネット販売等を認める場合は、これまで行なわれてきた専門家による対面販売と同水準の情報提供が行なわれるなど、その安全性及び有効性が確保できる体制を構築すること。
- 2 今後、店舗販売業においてインターネット販売等が認められる場合、配置販売業においても、インターネット等を活用した同様な情報提供の方法による販売を認めるなど、公平な販売制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 9 月 27 日

魚津市議会